

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	マンションの管理の適正化の推進に関する法律に係る認定	
根拠法令・条項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）法第5条の14の第1項、法第5条の16第2項及び法第5条の17第1項	
所 管 課	住宅 部 住宅施策推進 課	
審 査 基 準	<p>マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号） (認定基準等)</p> <p>法第5条の14の第1項 「計画作成都道府県知事等は、前条第1項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る管理計画が次に掲げる基準に適合すると認めることは、その認定をすることができる。</p> <p>1 マンションの修繕その他の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>2 資金計画がマンションの修繕その他の管理を確実に遂行するため適切なものであること。</p> <p>3 管理組合の運営の状況が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>4 その他マンション管理適正化指針及び都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであること。」</p> <p>法第5条の16第2項 「前3条の規定は、前項の認定の更新について準用する。」</p> <p>法第5条の17第1項 「認定管理者等は、第5条の14の認定を受けた管理計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、計画作成都道府県知事等の認定を受けなければならない。」</p>	
標準処理期間	標準処理期間	別紙「マンションの管理の適正化の推進に関する法律に規定する各申請に関する標準処理期間」のとおり
	標準処理期間を設定できない理由	

マンションの管理の適正化の推進に関する法律に規定する各申請に関する標準処理期間

制定 令和4年 8月17日
施行 令和4年10月 1日
改正 令和7年11月28日

標準処理期間は次の各号に定めるところによるものとし、本規定において用いる用語は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）によるものほか、関係法令、政令、省令並びに告示の例による。

- 1 法第5条の14の第1項（法第5条の16第2項及び法第5条の17第2項において準用する場合を含む。）に規定するマンションの管理に関する計画の認定の審査に要する期間は、下表の審査期間を標準処理期間とする。

種別	事前確認適合証※1の添付	審査期間
認定申請及び認定更新申請	有	14日
	無	70日
長期修繕計画が2以上である場合、1を超える長期修繕計画の数につき加算する日数	有	7日
	無	40日
変更認定申請（規約を変更する場合）	—	10日
変更する規約の数が2以上である場合、1を超える規約の数につき加算する日数	—	7日
変更認定申請（長期修繕計画を変更する場合）	—	24日
変更する長期修繕計画が2以上である場合、1を超える長期修繕計画の数につき加算する日数	—	12日
※1 事前確認適合証		
法第91条のマンション管理適正化推進センターが法第5条の14各号に掲げる基準（同条第4号の都道府県等マンション管理適正化指針に係るものを除く。）に適合すると認めた証明書をいう。		
※2 規約の変更と長期修繕計画の変更を併せて行う場合は、それぞれの審査期間を加算するものとする。		

- 2 書類の不備等により、審査が中断した時は、その中断期間を審査期間に含めることはできない。
- 3 市長は、1号に規定する審査期間によりがたい合理的な事由があるときは、1号の規定に関わらず、審査期間を延長することができる。
- 4 市長は、前号の規定により審査期間を延長するときは、その理由を付して、申請者に対し通知するものとする。